

令和6年度 市・県民税申告相談のお知らせ (大曲地域版)

今年も 2月13日(火)から市・県民税の申告相談が始まります。「広報だいせん だいせん日和1月号」にも記載しておりますので、そちらもご確認ください。

申告会場は大曲中央公民館です

申告期間中は市役所税務課窓口では申告相談を受付していません。ご注意ください。

申告書をご自分で記載する場合は、郵送でも受付いたします。また、所得税の確定申告は税務署での申告やe-Tax(国税電子申告・納税システム)もご利用ください。(※e-Taxについては国税庁ホームページをご参照ください。) 混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けております。裏面の日程表をご確認の上、ご来場ください。今年も日曜申告を全地区対象に4回行いますが、受付時間は15:00(午後3時)までとなります。 また、日曜日の午前中は非常に混み合い、お待ちいただく時間が長くなると思われるので、ご了承の上お越しください。

申告が必要かどうか？

「申告書」や「申告のお知らせはがき」が送付されていない場合でも以下に該当する方などは、申告が必要となりますのでご注意ください。なお、「申告書」が送付されなかった方で、申告書や申告の手引きが必要な場合は、個別に送付いたしますので税務課までご連絡ください。

- 営業、農業、不動産所得があった方(※青色申告は受け取りのみで書類作成はできません。)
- 土地・家屋・高額な動産等の売却をした方
- 生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約等により払い戻しがあった方
- 医療費控除、寄附金控除、扶養控除、社会保険料控除など各種控除の申告をする方(控除の申告により市・県民税が安くなる方など)
- 新規に住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用を受ける方 など

※上記のうち、控除を受けるための申告については、一定の所得がある方(毎年、市・県民税が課税されている方など)に限り控除が可能です。そのため、申告の必要がない場合もあります。

「広報だいせん だいせん日和1月号」に申告が必要か不要かを判断できるフローチャートを掲載しておりますのでそちらもご確認ください。

申告に必要な物(申告書にはマイナンバーの記載が必要です)

- ◎①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証、保険証等)
(※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。)
 - ◎税務署から確定申告に係る通知が送付された方は、その送付物(確定申告のお知らせはがき 等)
 - ◎給与所得や公的年金所得がある方……源泉徴収票の原本
 - ◎営業、不動産所得などの所得がある方……収支計算書・領収書など
 - ◎農業所得がある方……収支計算書(収支ノート)、領収書、農協等からの申告用証明書など
 - ◎医療費控除を受ける方……医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書
または「医療費通知」(医療費のお知らせなど)
 - ◎社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方……掛金の証明書・領収書
 - ◎本人名義の通帳又はキャッシュカード(所得税の還付金がある場合に必要です)
- ※上記以外の所得や控除を申告される方……収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

【お問い合わせ先】 大仙市税務課市民税班Tel63-1111 内線111・108

所得申告が始まります

申告期間 2/13(火)~3/15(金)

申告会場は「大曲中央公民館」です

(大曲中央公民館の住所:大仙市大曲日の出町2丁目6-60 ※大曲市民会館隣り)

※申告期間中は市役所税務課窓口では申告相談を受付していません。

- ◆ **日曜日の受付は15:00(午後3時)までとなります。ご注意ください。**
- ◆ 開場時間は午前8:00です。開場は正面玄関からとなりますので、正面玄関からご入場ください。
- ◆ 入場後、番号札をお取りになってお待ちください。番号順にお呼びします。
※番号札を取って、一旦退場される場合は必ず当日の受付時間内にお戻りください。
- ◆ 混み具合により午前中に来場された場合でも、午後のご案内となる場合があります。ご了承ください。

○所得申告日程表 【大曲地域】

申告は早めに済ませましょう!

月	日	曜日	午前		午後	
			地区	9:00~11:30	地区	13:00~16:00
2月	13	火	大曲	通町・福住町 丸の内町・白金町 中通町・黒瀬町	大曲	大町・上大町 浜町・花園町
	14	水		あけぼの町 川原町・緑町 船場町一丁目		船場町二丁目 金谷町 須和町一丁目
	15	木		須和町二丁目 須和町三丁目 中良野・上栄町・栄町		若葉町 住吉町 田町
	16	金		日の出町一丁目 日の出町二丁目		丸子町 福見町
	18	日	全地区	日曜申告(全地区対象) 受付は15:00まで		
	20	火	大曲	戸巻町 戸蒔 大槻	大曲	高畑・東川 和合・古四王際 開谷地
	21	水		笑の口 於倉・小貫 川目		大島・屋舗通 上飯田・中飯田 飯田町
	22	木	大川西根	嶋村・仁応治 大嶋・新堀 瀬下・元木	大川西根	中西根・宇津台 小館・切上 道地・成沢
	25	日	全地区	日曜申告(全地区対象) 受付は15:00まで		
	27	火	内小友	鳥居・船場 蛭川南 蛭川北	内小友	伊岡・荒山台 中山(1)(2) 小出沢・荒町
28	水	太田・元木・高寺 九十九沢・下田谷地 寺山・中田(1)		中田(2) 上中田 宮林(1)(2)(3)		
29	木	大島・中沢 館前・島根 仙北屋		藤木		本藤木・糠塚 大久保・一本木 谷地板杭・甲新藤木 乙新藤木

月	日	曜日	午前		午後	
			地区	9:00~11:30	地区	13:00~16:00
3月	1	金	藤木	東八圭・上八圭 下八圭・上大保 中大保・下大保 追分	藤木	樋渡 石堂 南下深井 北下深井
	3	日		全地区		日曜申告(全地区対象) 受付は15:00まで
	5	火	角間川	本町 中上町 上町・内町	角間川	愛宕町・新町 新道・道東 中野・上中野
	6	水		木内・中木内 上木内 布晒・門目		佐野町 富士見町 朝日町
	7	木	花館	幸町 大花町	花館	福田町 杉本
	8	金		泉町・美原町 花館上町		花館中町 花館柳町
	10	日	全地区	日曜申告(全地区対象) 受付は15:00まで		
	12	火	花館	中野・常保寺 唐関・上大戸 下大戸	花館	間倉・豊後野 下袋・若竹町 柳町街区外
	13	水		百瀬・水木田 上前村・榊田 西前村・中前村 東前村・東田・上町		上町口・中町口 下町口 下瀬・日照町 川崎・半在家
	14	木	四ツ屋	上谷地 堅田・古道 新屋敷・了徳	四ツ屋	東新谷地 西新谷地 下新谷地・原野 水呑場
15	金	上野・田中 桜田・卯時田 杉本・不動堂 野際		二ツ屋・鷹の巣 南大川原 松倉・北大川原		

- ※ 指定日にご都合の悪い方は、この日程表で開催日をご確認の上、なるべく早い時期の申告をお願いいたします。また、平日にお時間をつくれる方は、なるべく平日においてくださるようお願いいたします。
- ※ 大曲市民会館の催事により駐車場も混み合う場合がありますが、申告にご来場の際に、近隣商業施設及び事業所専用駐車場への無断駐車は絶対に行わないようお願いいたします。
- ※ 交通手段がなくてどうしてもお困りの方は個別にご相談ください。

(お問い合わせ先:税務課市民税班 ☎63-1111内線111・108)